一関市プレミアム付き商品券

取扱加盟店募集のお知らせ

一関市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う新たな支援策として、個人消費の喚起や地域経済の早期回復を目的に「一関市プレミアム付き商品券」を発行いたします。

　本商品券の取扱加盟店を下記のとおり募集しますので、ぜひお申込みをお願いいたします。

**【 商 品 券 概 要 】**

**（１） 発行総額**　　　７億８千万円

**（２） 発行内容**　　　合計額面　６千５百円分（５００円×１３枚）を現金５千円で販売

**（３） 販売期間** 令和３年６月１１日（金）～ 　※複数回販売を実施

**（４） 利用期間**　　　令和３年６月１１日（金）～令和３年１１月３０日(火)

**【 参　加　手　続 】**

**（１） 取扱加盟店**　　市内に本社・本店を有する法人又は市内に事業所を有する個人の参加登録店舗

（会員・非会員は問いません。業種も問いません。）

**（２） 取扱加盟店申請手続について**

① 申請方法

　　　　　　　　『取扱加盟店登録申請書』に必要事項を記入し、一関商工会議所本所、支所へ郵送かファックス

または直接提出してください。但し、当所非会員事業所については、登記簿謄本や営業確認できる

書類（住所記載の請求書、領収書等）を添付してください。なお、『取扱加盟店登録申請書』は当所

ホームページからダウンロードできるほか、当所本所、支所で配布します。

② 申請期間

令和３年５月６日（木）から５月１９日（水）

　　　　　　　　　※令和３年５月１９日（水）までに申請された事業所は、取扱加盟店一覧表に掲載し、商品券の販売とあわせて配布しますので、お早めに申請をお願いいたします。

③ その他

配布物として、取扱加盟店証明書、商品券代金請求書及び取扱店ステッカーを郵送で配布します。

**（３） 換金手続きについて**

① 手続き方法

「取扱加盟店証明書」を提示の上、「商品券換金請求書」と使用済商品券を、**一関信用金庫本店、各**

**支店**まで提出してください。なお、換金手続きは、祝祭日を除く平日（月曜～金曜）となります。一関

インター支店の日曜窓口営業では、お手続きができません。

② 取扱手数料

換金に伴う手数料は無料といたします。

③ 手続き受付期間

令和３年６月１８日（金）から令和３年１２月７日（火）まで

※上記期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

④ 入金までの日数

換金申請を受けた日から１０営業日を基本とします。

一関市プレミアム付き商品券取扱加盟店登録申請書

令和 　年　 月 　日

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 | （フリガナ） | | | | |
|  | | | | |
| チラシ等に掲載  する店舗の名称 |  | | | |
| 所 在 地 | 〒　　－ | | | | |
| 代表者名 | （フリガナ） | | 担当者名 | | （フリガナ） |
|  | |  |
| 電話番号 |  | | ＦＡＸ番号 | |  |
| 事業内容  （業種等） | 業 （　　　　　　　　　 ）  ※例　飲食業（ 焼肉店 ）　サービス業（ 理美容業 ）　観光業（ ホテル ） | | | | |
| 会員区分  （該当に○） | **会員　 ・ 　非会員**  **※業種は問いません** | | | 一関商工会議所非会員は登記簿謄本または  営業確認できる書類（住所記載の請求書、  領収書等）を添付してください。 | |
| **（注）** | **※法人で、市内に本社・本店がない場合は登録申請できません。**  **※個人で、市内に店舗・事業所がない場合は登録申請できません。** | | | | |

**■ 振込口座について**

　　　※事務処理の関係上、「令和2年度生活応援商品券事業」に加盟された店舗の皆様は、昨年度登録された

　　　　　振込口座を引き続きご利用くださいますようご協力をお願いいたします。

※ □のいずれかにチェックをお願いいたします。

□ 生活応援商品券加盟店である　→　□ 振込口座を変更しない

□ 振込口座を新規登録する （※下記にご記入ください）

□ 生活応援商品券加盟店でない （※下記にご記入ください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **※ 新規に登録される場合**  \*事業用口座をご記入ください | | 一関信用金庫　　　　　本店・支店  銀行　　　　　本店・支店 | |
| 預金種類 | 1.普通 2.当座  （該当に○） | 口座番号 |  |
| 口座名義 | （フリガナ） | | |
|  | | |
| 住　　所 |  | | |

**《お問い合わせ・申し込み先》**

一関商工会議所

■本所（FAX 21-2030） 　　　■花泉支所（FAX 82-3161） ■大東支所（FAX 75-3547） ■千厩支所（FAX 53-2980）

■東山支所（FAX 47-3957） ■室根支所（FAX 64-2632） ■川崎支所（FAX 43-2435） ■藤沢支所（FAX 63-5160）